

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「村上市地域福祉活動計画」を策定するため、村上市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 計画策定にあたっては、村上市（以下「市」という。）が策定した社会福祉法第107条に規定する「村上市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

- 第2条 委員会は委員10名以内で組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。
- (1) 地域福祉に識見を有する者
 - (2) 社会福祉関係団体の代表者
 - (3) 市民活動を行う団体の代表または関係者
 - (4) 保健、医療、教育関係団体の代表者
 - (5) 行政機関の職員
 - (6) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、村上市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に交代が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

- 第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、福祉活動計画策定委員会の事務局である社協総務課に置き、業務は社協地域福祉課と協議して処理する。

(守秘義務)

- 第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(費用弁償)

- 第8条 委員の費用弁償の支給については、社会福祉法人村上市社会福祉協議会「会長報酬および役員等の費用弁償に関する規程」第3条を適用する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

選出区分

No	選出区分	所属	対象者
1	地域福祉に識見を有する者	福祉関係の教育・研究機関の専門職員等 (大学教授等)	1人
2	社会福祉関係団体	社会福祉施設(高齢者・障がい者)	1人
3	市民活動団体等	区長会 まちづくり協議会 民生委員児童委員協議会連合会 老人クラブ連合会 身体障害者連合会 NPO法人 住民ボランティア団体 等	4人
4	保健、医療、教育関係団体	医師会 校長会	1人
5	行政機関	市福祉関係課	1人
6	その他、会長が必要と認める者	地域住民(公募)	2人以内

